

国民年金だよ



納付猶予制度の50歳未満への拡大について

平成28年7月1日から、30歳未満を対象とした若年者納付猶予制度の対象年齢が拡大され、50歳未満を対象とした納付猶予制度となります。ただし、平成28年6月以前の期間は、30歳未満であった期間が納付猶予制度となりますのでご注意ください。

納付猶予の所得の基準は「扶養親族等の数+1」×35万円+22万円です。所得審査は、ご本人と配偶者が対象になります。

納付猶予の期間は、申請時点から2年1カ月前までさかのぼって申請できます。猶予されている期間は、老齢基礎年金額の受給額が増えることはありませんが、老齢

基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取るために必要な受給資格期間にカウントされます。

国民年金保険料の追納について

国民年金保険料の免除（全額免除・一部免除・法定免除）、納付猶予、学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）の受け取り額が少なくなります。

将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、免除などこれらの期間の保険料については、10年以内であれば遡って納めること（追納）ができます。

ただし、免除などの承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度目以降の追納の場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。

追納は、古い月のものから納付することとなりますが、次の点にご注意ください。

- ・一部免除を受けた期間は、納付すべき保険料が納付されていなければ追納はできません。

- ・「法定免除・申請免除期間」が「

納付猶予・学生納付特例期間」より先に経過した月分である場合は、どちらを優先して納めるか本人が選択できます。

追納のお申し込みを希望される方、またはご相談については、お近くの年金事務所へお願いします。



日本年金機構におけるマイナンバーへの対応

平成27年9月に「個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」が公布されましたが、日本年金機構の情報流出事案を受け、各種ガイドラインの見直しなどを行い、関係機関をあげてセキュリティ対策の強化を進めています。そのため、日本年金

機構においては、マイナンバーの利用が延期となっています。

日本年金機構では、マイナンバーが記載された書類の受付ができません。そのため、年金請求手続き等で提出いただく住民票は、マイナンバーが記載されていないものを提出いただきますようお願いいたします。

平成27年10月から、厚生年金と共済年金の一元化が図られ、共済組合等の加入期間がある方も、年金事務所での年金の請求が可能となりましたが、日本年金機構ではマイナンバーが記載された書類の受付ができませんので、マイナンバーを記載した共済組合等の扶養親族等申告書を提出される方については、年金の請求及び共済組合等の扶養親族等申告書の提出は共済組合等へ行ってください。

※個人番号カードは、本人確認書類として利用することができます。

◇お問い合わせ先

住民課戸籍年金医療グループ

電話 34-2121 内線 413

日本年金機構 旭川年金事務所

電話 0166-72-5002